

笠松町老人福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

【概要版】



いいね
かさまつ

令和6年3月
笠松町

1 基本理念

いつまでもいきいきと自分らしく、
みんなで支え合いながら、
安心して暮らせる地域共生社会の実現

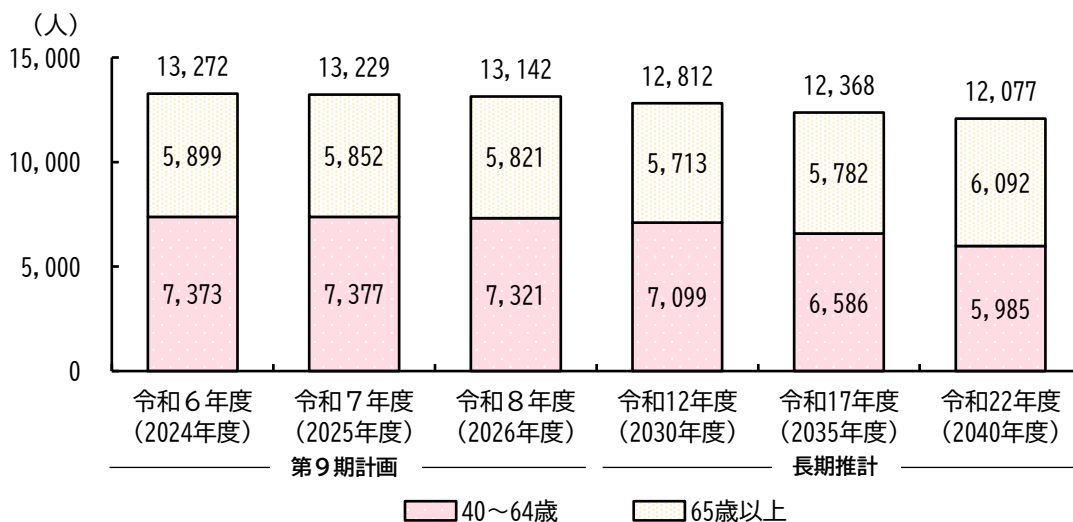
2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。また、高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、担い手となる現役世代が著しく減少する令和22年度（2040年度）を見据えて計画を定めています。

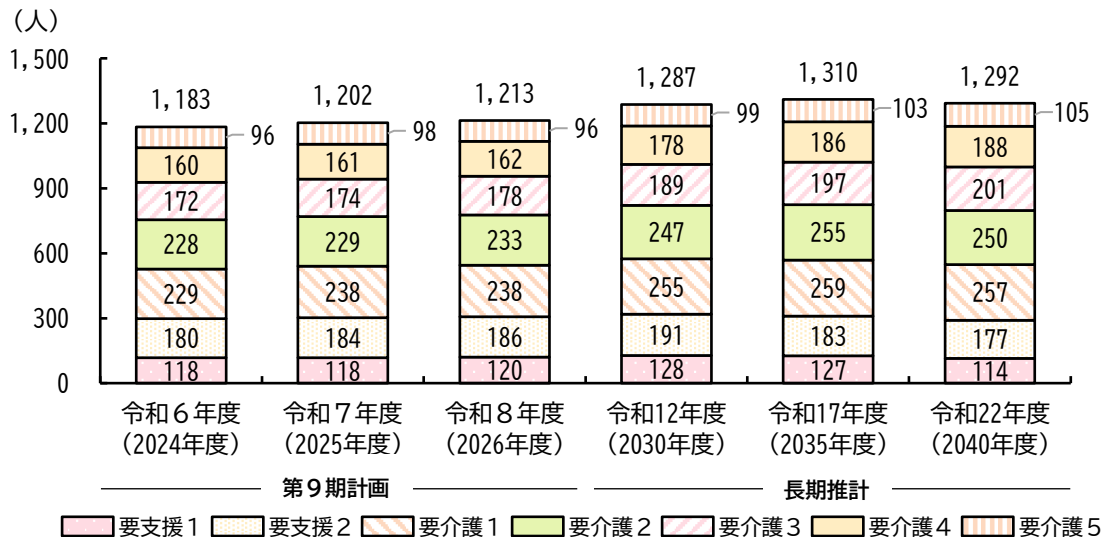
令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
< 令和22（2040）年までの見通し >								
笠松町老人福祉計画 ・第8期介護保険事業計画			笠松町老人福祉計画 ・第9期介護保険事業計画			笠松町老人福祉計画 ・第10期介護保険事業計画		

3 高齢者人口・認定者数の推計

● 高齢者人口の見通し

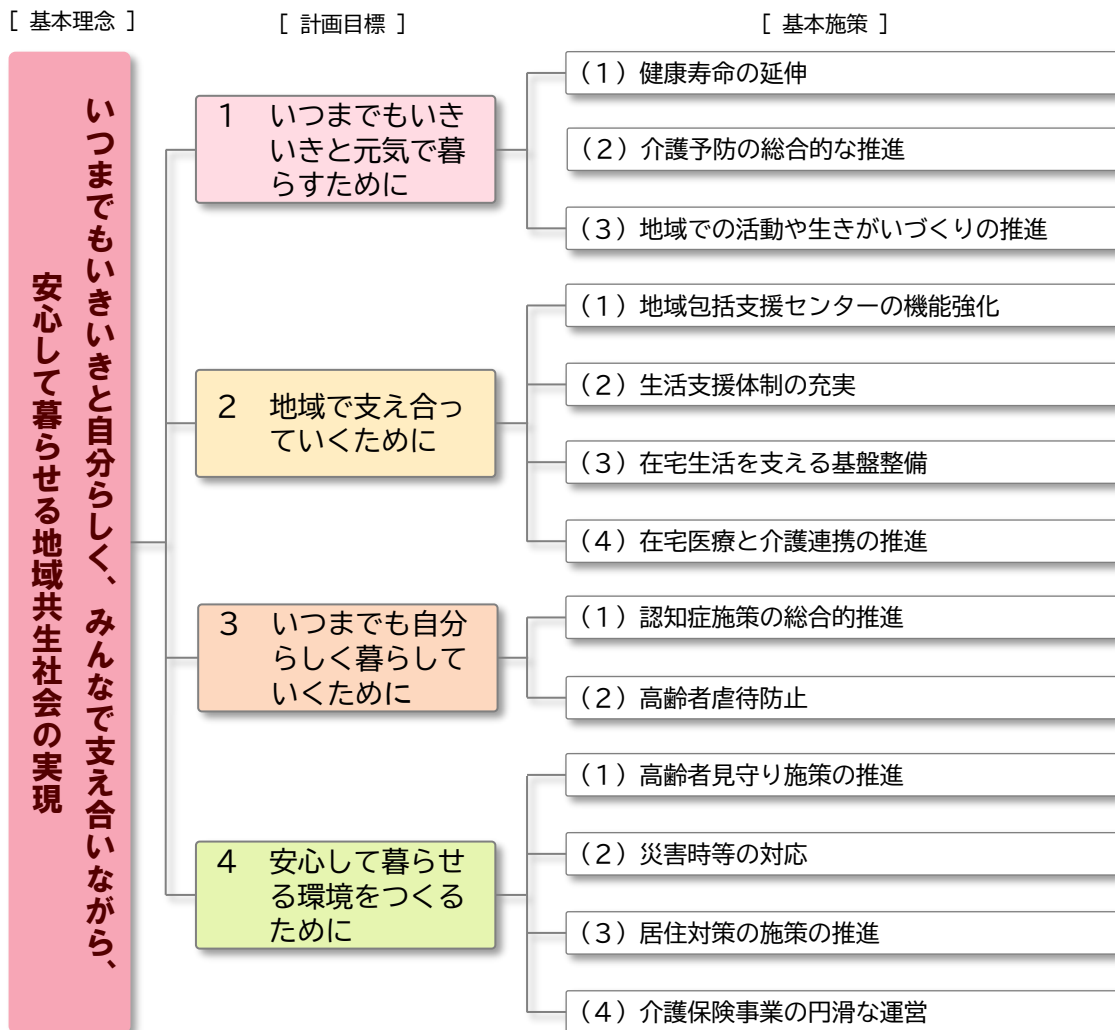


● 認定者数の見通し



4 本計画で取り組むこと（体系図）

基本理念の実現のため、次の4つの計画目標を掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を図ります。



5 本計画におけるポイント

計画目標

1

いつまでもいきいきと元気で暮らすために

高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、各種健（検）診の受診促進や健康づくり事業の充実により健康寿命の延伸を図るとともに、要介護状態の予防や状態の軽減を図るための介護予防事業を推進します。さらに、リハビリ職との協働により要介護状態の重度化防止を図ります。

また、これまでに培った知識や経験を活かした社会参加や地域との交流等、活動機会の提供に努め、高齢者の生きがいを推進します。



～高齢者の心と体の健康を大切にします～

計画目標

2

地域で支え合っていくために

「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、その拠点となる地域包括支援センターの相談機能の充実及び関係機関とのネットワーク強化を図るとともに重層的支援体制の構築を図ります。

また、高齢者の日常生活を支える身近な生活支援サービスの充実及び、ヤングケアラーを含む家族介護者の支援強化を図ります。さらに医療・介護双方のニーズを持つ高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう多職種の協働による在宅医療・介護の一体的な提供を推進します。



～地域の連携による支え合い活動の充実を図ります～

計画目標
3

いつまでも自分らしく暮らしていくために

認知症施策推進大綱の基本的な考え方である「共生」と「予防」に基づき、認知症についての正しい知識の普及啓発、認知症の早期診断・早期対応、適切な認知症ケアや介護者支援等、総合的な認知症施策を推進します。また、高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や、高齢者虐待防止の普及啓発及び早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築を図ります。



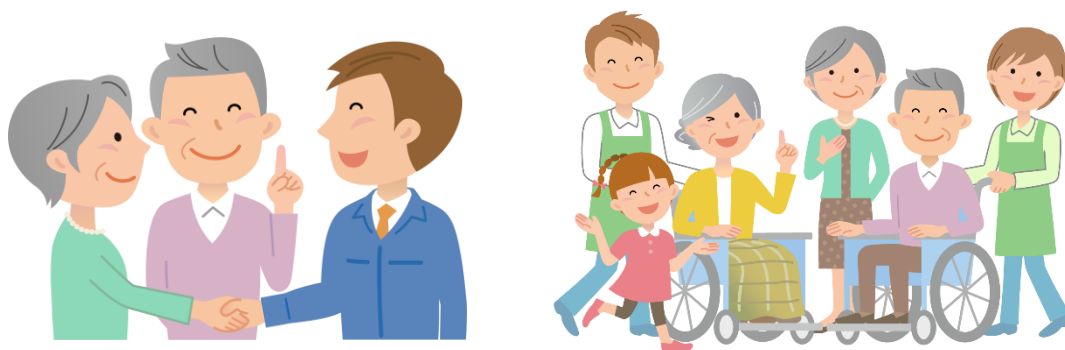
～認知症の予防や地域で見守る体制づくりを進めます～

計画目標
4

安心して暮らせる環境をつくるために

高齢者が安心して暮らせるよう、地域におけるさまざまな主体による孤立化防止等に向けた見守りを行うとともに、災害発生時に支援が必要な方の把握を行います。また、高齢者の居住対策として、住宅の耐震診断をはじめ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の把握及び提供されるサービスの質の確保を図ります。

さらに、介護保険サービスの円滑な提供及び制度の持続可能性を確保するため、介護人材の育成・確保や介護現場の生産性向上のための取り組みを推進していくとともに介護給付の適正化を図ります。



～地域の力で高齢者が安心できるまちづくりを進めます～

6 保険料

第9期（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））における、所得段階別保険料率と保険料は以下のとおりです。

● 第9期所得段階別保険料率と保険料

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料月額（円）	保険料年間（円）
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ③世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	0.455 (0.285*)	3,033 (1,900*)	36,400 (22,800*)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.685 (0.485*)	4,558 (3,233*)	54,700 (38,800*)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方	0.69 (0.685*)	4,592 (4,558*)	55,100 (54,700*)
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	5,992	71,900
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	6,650 (基準額)	79,800
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,983	95,800
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円から210万円未満の方	1.30	8,650	103,800
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円から320万円未満の方	1.50	9,975	119,700
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円から420万円未満の方	1.70	11,308	135,700
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円から520万円未満の方	1.90	12,642	151,700
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円から620万円未満の方	2.10	13,967	167,600
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円から720万円未満の方	2.30	15,300	183,600
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	15,967	191,600

※（ ）内の割合・金額については、軽減措置後の基準額に対する割合及び保険料です。

笠松町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画 令和6年度～令和8年度＜概要版＞

発行・編集：笠松町 住民福祉部 健康介護課
〒501-6063 岐阜県羽島郡笠松町長池408番地の1
電話 (058) 388-7171 F A X (058) 388-5955